

# 石川県地場産業振興センター広告事業掲載基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、石川県地場産業振興センター広告事業要綱（以下「要綱」という。）

第4条第2項に規定する広告事業の対象範囲に係る基準を定めるものとする。

## (業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬に係るものを除く）
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (6) 県の指名停止措置を受けているもの
- (7) その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

## (選定順位)

第3条 広告は、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するものを優先し、表示するものとする。

2 前項の規定のほか、掲載希望期間が長いもの等広告媒体毎に優先すべき事項を定めることができる。

3 前2項の規定によっても、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

## (掲載基準)

第4条 広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、石川県地場産業振興センターは必要に応じ広告内容の修正・削除等を、広告主又は広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。

- ① 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でない認められる商品又はサービスに係るもの
- ② 比較広告に該当するもの（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
- ③ 懸賞広告及びクーポン付き広告に該当するもの
- ④ 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
- ⑤ 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ 事実と異なる内容を含むもの
- ⑧ 国内世論が大きく分かれているもの
- ⑨ 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
- ⑩ 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
  - ア 性的感情を著しく刺激するもの
  - イ 犯罪を誘発するもの又はその恐れがあるもの
  - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪ 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑫ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑬ その他、広告として掲載することが適当でない認められるもの

(2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しない。

- ① 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
- ② 射幸心をあおる表示
- ③ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。